

大雨災害営農継続緊急対策事業 (農地取得支援) について

令和4年8月の大雨災害で農地に被害を受けた生産者が、浸水常襲地帯から移転し、被災リスクを軽減することを推進するため、農地購入費の一部を補助します。

◇対象者◇

市りんご課で発行する「農産物等被害証明書」を取得し、市内に住所もしくは本社又は主たる事務所を有する以下のいずれかの者

- ①農業者 ②農業法人 ③農業者等で組織する団体

項目	対象経費	補助率及び交付額	必要書類等
農地の取得支援	岩木川・平川流域以外の農地の購入費 (令和6年産又は令和7年産の農産物等に係る収入保険や果樹共済への加入等が要件)	対象経費の2/10 (上限額：125千円/10a)	【全体】 ①農産物等被害証明書 ②見積書又は領収書 ③令和6年産又は令和7年産に係る収入保険や果樹共済の加入がわかるもの又は加入誓約書 ④土地の取得に係る確約書 ⑤本人名義の通帳 ⑥印鑑 ※農業法人等の場合は、組織及び運営に関する規約等の写し

<農地取得支援に係る要件について>

- 取得する農地が、水防法第14条第4項の規定により公表された岩木川水系に係る洪水浸水想定水深が3.0メートルから10.0メートル未満と指定された区域外であること。
- 農地取得日から、5年以内に被災農地にある果樹を伐採・抜根すること。(この場合、取得農地の面積以上で伐採・抜根しなければならない。)
- 農地取得日から5年を経過した日以後に、被災農地の全部又は一部において耕作しないこと。(この場合、取得農地の面積以上で耕作しないこと。)